

錦江町農業委員会 7月総会議事録

○ 開催日時 平成27年7月21日（火） 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員（19人）

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○欠席委員

委員	6番	東郷 輝昭
----	----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第16号 農地法第3条許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第18号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第19号 非農地証明願いについて

議 長	<p>只今より平成27年7月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会は東郷委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に7番毛下委員と8番寺田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第16号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は4件の3条許可申請について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第16号のうち、受付番号4号、5号、7号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第16号のうち、4号、5号、7号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号4号の譲渡人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字集り1, 356番2、地目は畑、地積は1, 156㎡、次が城元字中牟田1, 654番1、地目は田、地積は906㎡、次が城元字中牟田1, 680番1、地目は田、地積は189㎡、次が城元字中牟田1, 680番2、地目は田、地積は1, 467㎡、次が城元字中牟田1, 681番、地目は田、地積</p>

は483㎡、次が城元字山中ノ字都1, 829番1、地目は田、地積は545㎡で、6筆の合計は4,746㎡となっています。

一方、譲受人はF・Sさん、Z自治会在住の方です。

この申請は贈与による所有権移転となっています。

F・Sさんの経営状況は、世帯員5名、労働力2名、自作地14,065㎡で、茶、水稻を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、防除機1台となっています。

この件の担当調査員は、20番 本釜委員です。

次に、受付番号5号の譲渡人は、M・Hさん、R自治会在住の方です。

申請地は、神川字前田2,997番1、地目は田、地積は349㎡となっています。

一方、譲受人はK・Hさん、K・K自治会在住の方です。

この申請は売買による所有権移転となっています。

K・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地20,087㎡、小作地18,537㎡で、水稻、甘藷、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター3台、田植機、コンバイン、タイヤショベル、ボブキャット、ロールベイラー、コンバイン、2tダンプ各1台となっています。

この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。

次に、受付番号7号の譲渡人は、M・Kさん、K市在住の方です。

申請地は、城元字木佐ノ木5,293番3、地目は畑、地積は850㎡、

次が、城元字木佐ノ木5,293番7、地目は畑、地積は2,244㎡で、2筆の合計は3,094㎡となっています。

一方、譲受人はO・Tさん、K自治会在住の方です。

この申請は贈与による所有権移転となっています。

O・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地4,262㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。

この件の担当調査員は、9番 安水委員です。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号4号について、20番 本釜委員お願いいたします。

20番 本釜委員	受付番号4番ですが、これは親子間による贈与であります。お婿さんなんです が、お義父さんに付いて良くやっておられます。茶畑も田んぼも綺麗に草が刈っ てあり綺麗にされていますので、何ら問題は無いと思われます。以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号5号について、13番 徳永委員お願いいたします。
13番 徳永委員	説明します。この物件は5月の委員会であっせん申込みがあった分の一部で す。あっせん申し込みは全部で6筆ありまして、先月承認頂いたのは、その内の 4筆、これは農振農用地内でした。残り2筆は農振農用地外でして、今回の分と もう1筆、2つが農振農用地外です。分けましたのは、農振農用地内が事務局扱 いということに致しまして分けた分です。この場所は譲受人のKさんの母屋と倉 庫に隣接している土地でして、地目は田となっていますが、現状は飼料の畑にな っております。それで記載していないもう1筆の分と連続した場所です。2つ 購入ということに6月の段階では話が付いたんですけども、Kさんの方はご承 知のとおり生産牛を主にしておりまして、自分の自作地、小作地とも良く管理を されており、何ら問題は無いというふうに思っております。以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号7号について、9番 安水委員お願いいたします。
9番 安水委員	M・KさんとO・Tさんは実の兄妹でありまして、もう長いことOさんの方が この圃場は耕作されておりました、現在もラッキョウ、落花生等が植えてあるよ うです。もうMさんの方が農業をする意思が無いということで、親の形見分けと いう形でOさんに贈与ということになっているみたいです。 Oさんの方は、ラッキョウ、落花生、甘藷を主体として農業をされておりまし て、一生懸命取り組まれている方で、何ら問題は無いと思ひます。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました、質疑はありませんか。
10番 牧原委員	5番の値段は幾らですか。
13番 徳永委員	2筆で〇〇万円です。 もう1筆ありますので、続いた分です。

10番 牧原委員	これには載っていないんですか。
13番 徳永委員	もう1筆は地目が宅地になっていますので、農地法のこの許可が要らない宅地ですから。
事務局	補足をします。もう1筆の方が公簿上宅地で、現況は農地として使っていたらいいんですが、現在の所有のMさんの方が、法務局の方に農地として地目変更をしたいという申請をされたら却下されたということで、法務局が認めなかったものを農地法でするのはおかしいということで、そのままM・Hさんの方に名義変更の方は出して頂くことにしましたので、残りの公簿上の農地の部分だけを3条で出して頂いたところです。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第16号のうち、受付番号4号、5号、7号を採決します。 お諮りします。 議案第16号のうち、受付番号4号、5号、7号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第16号のうち、受付番号4号、5号、7号については、原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○番 ○○委員の退席を求めます。 (○○委員退席)
議長	次に、議案第16号のうち、受付番号6号を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第16号のうち、受付番号6号について説明いたします。 受付番号6号の譲渡人は、M・Mさん、T都在住の方です。 申請地は、馬場字麓27番4、地目は畑、地積は206㎡ 次が、馬場字麓27番6、地目は畑、地積は128㎡で、2筆の合計は334

	<p>m²となっています。</p> <p>一方、譲受人はY・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Y・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地11,021m²で、水稲、馬鈴薯を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、ハーベスター、耕運機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、17番 鳥越委員、調査報告をお願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>この場所は、大根占小学校の駐車場から漁協に抜ける道の狭い所の道路についている畑です。これは元々、K・Tさんの息子さんが住宅を買うということだったんですけども、それについてこの土地まで買ってくださということで、その畑の値段も土地の中に含まれていて、けども畑自体はK・Tさんが作るということで、一応、Tさんの方になっています。K・Tさんは何ら問題は無いかと思しますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
5 番 平原委員	<p>値段は。</p>
17番 鳥越委員	<p>これは住宅込みだそうです。だからこの土地に対する値段は出ていません。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第16号のうち、受付番号6号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第16号のうち、受付番号6号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第16号のうち、受付番号6号については、原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○番 ○○委員の入室を求めます。 (○○委員入室)
議長	次に「議案第17号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は29筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第17号のうち、受付番号84号から90号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第17号のうち、受付番号84号から90号までを説明いたします。 まず、受付番号84号、85号の貸し人はS・Tさん、T自治会在住の方です。申請地は、84号が神川字廣瀬ノ上892番、地目は畑、地積は847㎡、85号が神川字廣瀬ノ上893番1、地目は畑、地積は2,303㎡で、2筆の合計は3,150㎡となっています。 貸付期間は、平成27年8月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は、全部で40,000円となっています。 借り人は、K・Sさん、H・O自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が4名、自作地26,301㎡、小作地7,622㎡で、茶を主体とした経営をされています。 農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、摘採機、防除機各1台となっています。 この件の担当調査員は、6番 東郷委員となっておりますけれども、2番

基委員の方でお願いいたします。

次の受付番号86号、87号の貸し人はN・Nさん、N自治会在住の方です。

申請地は、86号が城元字迫ノ前1, 549番、地目は田、地積は3,007㎡のうち670㎡、87号が城元字迫ノ前1, 555番3、地目は田、地積は660㎡で、2筆の合計は1,330㎡となっています。

貸付期間は、平成27年8月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は、86号が25,000円、87号が15,000円となっています。

借り人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が4名で50日、自作地42,915㎡、小作地1,761㎡で、インゲン、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、管理機2台、トラクター、トラック、摘採機、防除機各1台となっています。

次の受付番号88号の貸し人はS・Tさん、K園在住の方です。

申請地は、城元字森山1, 318番2、地目は田、地積は1,459㎡となっています。

貸付期間は、平成27年7月22日から平成32年12月14日までで、小作料金は米250kgとなっています。

借り人は、T・Hさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、小作地1,220㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械は、親からの貸借となっています。

次の受付番号89号の貸し人はN・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、城元字久保下1, 627番、地目は田、地積は768㎡となっています。

貸付期間は、平成27年7月22日から平成32年12月14日までで、小作料金は35,000円となっています。

借り人は、I・Kさん、Z自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が4名で100日、小作地16,886㎡で、露地野菜、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。

次の受付番号90号の貸し人はN・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、城元字平田1, 183番、地目は田、地積は437㎡となっていま

	<p>す。</p> <p>貸付期間は、平成27年7月22日から平成32年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。</p> <p>借り人は、O・Sさん、F自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、小作地2,443㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、動噴1台となっています。</p> <p>受付番号86号から90号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号84号、85号を、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基委員	<p>報告いたします。私の受け持ちではございませんですが、K・Sさんは、茶専業農家で、茶工場を持ち、錦江町の定める意欲と能力のある53歳の全ての条件をクリアし、認定農家でもございます。茶専業ということで問題は無いかと考えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号86号から90号までを、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>86号、87号のN・Nさんの件ですが、これはハウスでございます。</p> <p>F・Mさんについては、先ほど出て来ましたとおりに後継者もおられ、茶を主体に、ここはインゲンを植えられるということでしたけれども、何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>次のS・Tさんの物件ですが、これは先月も出て来たT・H君の認定新規就農者の予定ということで、また新たに田んぼを借りたいということで、米250kgということでやっております。これも何ら問題は無いと思えます。</p> <p>次のN・Tさんの89番の物件ですが、これはI・K君が甘藷の苗を作りたいということで、N・Tさんが経営規模縮小ということで、今回、I・K君が借りるということとなっております。この子も何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次の、これもN・Tさんですが、これはO・S君が認定新規就農者として、去年、一昨年から頑張っている子ですが、これもハウスで、ここにはピーマンの苗を植えた後に、スナップエンドウを植えたいということで、借りるということをお願いしてあります。何らこの子も経営上、畑も綺麗にされているので、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
8 番 寺田委員	89番もハウス。
17番 鳥越委員	S・Tさんだけが違って、N・NさんとN・Tさんの両方はハウスです。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号のうち、受付番号84号から90号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第17号のうち、受付番号84号から90号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第17号のうち、受付番号84号から90号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	次に議案第17号のうち、受付番号91号から112号までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第17号のうち、受付番号91号から112号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号91号から93号までの貸し人はK・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、91号が神川字平内1, 463番1、地目は畑、地積は2,420㎡、92号が神川字平内1, 464番2、地目は畑、地積は842㎡、93号が神川字平内1, 466番1、地目は畑、地積は3,978㎡で、3筆の合計は7,240㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年7月22日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で70,000円となっています。</p> <p>借り人は、T・Iさん、S自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員7名、農業従事者2名、自作地68,431㎡、小作地7,</p>

487㎡で、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、管理機3台、トラック、トラクター、摘採機、防除機各1台となっています。

次の、受付番号94号から103号までの貸し人はS・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は、94号が神川字平内1, 463番2、地目は畑、地積は1, 130㎡、95号が神川字平内1, 465番、地目は畑、地積は1, 995㎡、96号が神川字上榎木迫1, 470番1、地目は畑、地積は4, 896㎡、97号が神川字上榎木迫1, 470番10、地目は畑、地積は4, 350㎡、98号が神川字川路中迫1, 644番1、地目は畑、地積は4, 202㎡、99号が神川字川路中迫1, 654番1、地目は畑、地積は4, 421㎡、100号が神川字川路中迫1, 654番3、地目は畑、地積は1, 748㎡、101号が神川字川路中迫1, 660番、地目は畑、地積は2, 307㎡、102号が神川字川路中迫1, 691番1、地目は畑、地積は3, 886㎡、103号が神川字川路中迫1, 762番1、地目は畑、地積は1, 423㎡で、10筆の合計は30, 358㎡となっています。

貸付期間は、平成27年7月22日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で300, 000円となっています。

借り人は91号からと同じ、T・Iさんです。

次の、受付番号104号、105号の貸し人はY・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、104号が神川字五ツ割1, 634番、地目は畑、地積は1, 706㎡、105号が神川字幸昌寺1, 616番1、地目は畑、地積は1, 719㎡で、2筆の合計は3, 425㎡となっています。

貸付期間は、平成27年7月22日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で50, 000円となっています。

借り人は91号からと同じ、T・Iさんです。

次の、受付番号106号から111号までの貸し人はA・Yさん、F自治会在住の方です。

申請地は、106号が神川字上榎木迫1, 493番、地目は畑、地積は1, 218㎡、107号が神川字上榎木迫1, 494番、地目は畑、地積は1, 071㎡、108号が神川字上榎木迫1, 495番、地目は畑、地積は1, 350㎡、109号が神川字上榎木迫1, 496番、地目は畑、地積は1, 941㎡、110号が神川字上榎木迫1, 497番、地目は畑、地積は2, 773㎡、111号が神川字上榎木迫1, 498番、地目は畑、地積は3, 150㎡で、6筆の合計

	<p>は11,503㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年7月22日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で115,000円となっています。</p> <p>借り人は91号からと同じ、T・Iさんです。</p> <p>次の、受付番号112号の貸し人はK・Kさん、F自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字遠目塚1,287番、地目は畑、地積は2,538㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年7月22日から平成36年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。</p> <p>借り人は91号からと同じ、T・Iさんです。</p> <p>受付番号91号から112号までの担当調査員は、20番 本釜委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、20番 本釜委員お願いいたします。</p>
20番 本釜委員	<p>受付番号91号から111号までを報告いたします。</p> <p>こちらは昨年、I・Sさんが借りられていましたが、経営が困難ということで借りることができなくなり合意解約となりました。借り人のT・Iさんは茶工場を経営されており、こちらでIさんも働いており、Tさんに作ってもらえないかと相談したところ、快く引き受けて下さり、このようになりました。</p> <p>112号のK・Kさんの所も、お茶生産をされないということで、Tさんに貸したいということで決まりました。Tさんは認定農家でもあり、茶畑も綺麗にされており、何ら問題は無いと思います。貸付期間が10年と長いんですが、貸し人の方々も10年で決まりました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2番 基 委員	<p>Tさんは茶工場を持っていて、この貸し人の人達の茶もやっていたの。</p>
事務局	<p>A茶生産組合で一緒です。</p>
2番 基 委員	<p>じゃあ、処理する量は変わらないということですね。</p>
20番 本釜委員	<p>そうです。茶工場はそのままです。</p>

議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号のうち、受付番号91号から112号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第17号のうち、受付番号91号から112号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第17号のうち、受付番号91号から112号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第18号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第18号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）についてを説明いたします。</p> <p>申請者は、F・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字迫ノ前1, 555番11、地目は田、地籍は546㎡で、農家住宅を建設するために除外するものです。</p> <p>9頁から13頁にかけて参考資料を添付してありますので、確認をお願いします。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、17番 鳥越委員をお願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>これは先程から出て来ているF・MさんとF・S君の、婿さんと親子関係で、港団地にいる婿さん夫婦が、今度はMさんの住まわれている住宅に住んで、F・Mさんが隣接する茶畑に家を作りたいということで申請がありました。転用の要件は満たしているので何ら問題は無いかと思えます。よろしくをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第18号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第18号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第18号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第19号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第19号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号13号の申請人は、K・Kさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字坂ノ下1, 202番1、地籍は601㎡、地目は台帳畑、現況は山林、次が、田代麓字坂ノ下1, 204番、地籍は59㎡、地目は台帳畑、現況は山林、次が田代麓字坂ノ下1, 212番乙、地籍は211㎡、地目は台帳畑、現況は山林となっています。</p> <p>16頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、18番 樋渡委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、18番 樋渡委員、調査報告をお願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>この物件は7月14日午後1時30分より、事務局と鍋委員と4名で現地を確認しております。場所は永山団地の隣で、1番がこの永山団地の隣で、高土手の5・6m上の所の場所です。それと2, 3が反対側のK・Kさんの田んぼの脇です。このN団地を開く前から山になっていた場所だと私は記憶しております。現況も3か所ともクヌギであり、これは認めざるを得ない。周りも杉を植林してあります。場所が悪くて、認めざるを得ないような状態でありました。</p>

	以上です。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第19号を採決します。 お諮りします。 議案第19号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第19号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、平成27年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

7 番

8 番

議事録調整者 窪 和人